

かな言葉を選ぶ必要のあつた個所には、括弧を附しておいた。その他、印刷は原文どほりである。

ロンドン、一八九一年一月六日

F・エンゲルス

# 綱領草案について（附錄三）

（一八七五年三月十八日—二十八日、ベーベル宛、エンゲルス）

親愛なるベーベル！

二月二十三日のお手紙落手、御健全の段、慶賀。

君は僕に、合同の進行如何をお尋ねだが、不幸にして僕等も君と全く同様の地位にある。リープクネヒトからも、その他の誰からも、何等の通信が来て居ない。従つて僕等も、新聞にあるだけの事しか知つて居ない。そして新聞には、八日ばかり前、綱領草案が來たまで、何も載つて居なかつた。何しろ綱領草案は少なからず僕等を驚かした。

吾黨は從來しばしく、ラツサーレ派に和睦を申込み、或は少なくとも提携を申込んで、その都度、ハーゼンクレーフエル、ハウセルマン、テルケスあたりから、甚だしい侮辱を以て拒絕されたのである。従つて今、これらの諸君が自ら進んで和睦を申込んで來る以上、彼等がひどい窮境に在るに相違ないといふ事は、どんな子供にでも結論が下せる筈である。所が、あの連中の、例

の通りの性質の事だから、我々としては、彼等が吾黨を踏臺にして、労働者の輿論の前に、彼等の動搖した地位を再び盛り返す事の出來ない様に、あらゆる、一切の、可能な保證を約定させる爲に、この彼等の窮境を利用する事が、我々の義務である。我々は極めて冷かに、且つ不信任を以て彼等に對し、彼等が如何に快諾して、自派のお題目と、その國家補助説とを放棄し、そして實際上、一八六九年のアイゼナハ綱領——或は、それを今日の時期に適應させた、その改訂版——を採用するか、その（快諾の）程度に依つて、合同の成否を決する事にしなくてはならないのであつた。吾黨は理論的な點に於いて、從つて綱領の決定的な點に於いて、ラツサーレ派から學ぶべき所は絶対にないが、ラツサーレ派はそうでない。合同の第一條件は、彼等が宗派信徒、即ちラツサーレ派でなくなる事、從つて何よりも先づ、國家補助の妙薬をば、全然廢止しないにしても、せめて他の、多くの、可能なる妙薬以下の、或はそれ並みの、從屬的な過渡の方策として承認する事である。この綱領草案は、吾黨の人々が、理論上にはラツサーレ派の指導者より百倍もすぐれて居り、——政治上の狡猾さに於いては、百倍も劣つて居る事を證明して居る。『正直者』が又しても不正直者から散々にだまされた。

第一、労働階級と對立して、他の總ての階級は一個の反動群に過ぎないといふ、あの有名な、

然し歴史的に誤謬である所の、ラツサーレの文句を取つて見る。この文句は、個々の例外の場合に於いてのみ眞實である。例へば、パリ・コンミュンの様なプロレタリア革命の場合、又はブルジョアジーが自分の思ひどほりに國家社會を形成して居るばかりでなく、それに引續いて民主的な小ブルジョアがその變革を最後まで徹底的に遂行して居る國に於いては、それが眞實である。然し例へばドイツに於いて、民主的な小ブルジョアがこの反動群に屬して居たとするならば、どうして社會民主労働黨が數年の間、彼等國民黨と提携して行く事が出來たのか。又どうして、あの『民衆國家』が、殆んどその政治的全内容を、小ブルジョア民主主義的の『フランクフルト新聞』から採用し得たのか。又どうして、現にこの綱領の要求中、七個條までも、國民黨および小ブルジョア・デモクラシーの綱領と、直接に字句まで一致する者を採用し得たのか。僕の見る所では、この一から五までと、一から二までとの、七個條の政治的要求の中、ブルジョア民主主義的でない者は只の一箇條もない。

第二、労働運動の國際主義が、現在としては、實際上、全く否認されて居る。而もそれが、五年の間、最も困難な事情の下に、最も讚嘆すべき態度を以てその主義を奉じて來た人々に依つてである。ドイツの労働者がヨーロッパの労働運動の先頭に立ち得るのは、主として（普佛）戰爭中

に於ける彼等の立派な國際的態度の爲である。如何なる他國のプロレタリアートも、あれほど立派には振舞ひ得なかつたらう。然るに今、諸外國に於いては、到る處、労働者が、——政府が彼等の組織的活動を阻止しようと努むれば努むるだけ、——それだけ労働者が國際主義を強調して居る時に於いて、ドイツではそれが否認されようととして居るのである。そして一體、その跡には、労働運動の國際主義について何が殘るのだらう。只そこには、——ヨーロッパ労働者の、解放の爲の、後の協同動作の見透しなどでは決してなく、——只、將來の『諸國民の國際的親交』とか、平和同盟のブルジョアが唱へる『ヨーロッパ聯邦』とかいふ、——色のさめた眺望があるに過ぎない。

と云つて、何もインタナショナルその者について語る必要があつたわけではない。只だ少なくとも、一八六九年の綱領から退歩しないで、凡そ次の如く云ふべきであつた。ドイツ労働黨は、差當り、自己の置かれた國家の範圍内に於いて働くのけれども、(彼等はヨーロッパのプロレタリアートの名に於いて語る權利はない、殊に間違つた事など云ふ權利はない)然し彼等は萬國の労働者との團結を自覺し、今後も從來の通り、常にその團結から課せられる義務を果す事を覺悟して居ると。こうした義務は、明らかに自己を『インタナショナル』の一部として宣言したり、

認定したりしなくとも、成立するものである。例へば、ストライキの時の援助、移住者の防止、黨の機關紙をして、ドイツ労働者に外國の運動を知らせる爲の世話。脅迫的な、或は突發的な、政府の專斷戦爭に反対する煽動、即ち一八七〇年および一八七一年の如き戦争中、模範的に遂行された態度等。

第三、吾黨の諸君は、ラツサーレ派の『賃金の鐵則』に押し負かされてしまつた。この説は既に全くすたれた經濟學説に基づくもので、即ち労働者は平均して、賃金の最低額しか受け得ないものであり、而もそれは、マルサスの人口論の示す通り、いつでも労働者の數が多過ぎるからだと云ふのである。(それがラツサーレの立證である。) 然るにマルクスは『資本論』に於いて次の如く詳細に論斷して居る。即ち、労働賃金を支配する法則は甚だ複雑である。而も事情次第に依つて、或時は甲の法則が、或時は乙の法則が重きを爲す。従つてそれは決して鐵則でなく、寧ろ反対に甚だ彈力的である。問題はラツサーレの想像する様に、決して數語を以て盡さるべきものではない。ラツサーレがマルサスとリカアドから(後者の偽造の下に)剽窃した、この法則に對するマルサスの論據は、例へば『労働者讀本』の第五頁に於いて、ラツサーレの他のパンフレットから引用されて居るが、それはマルクスから『資本の蓄積行程』の章で、詳細に論破されてある。

だから『賃金の鐵則』を採用する者は、即ちそれの偽文と謬論とを承認する者である。

第四、綱領は唯一の社會的要求として、ラツサーレがビュシェーから盜んで來た其の儘の形でラツサーレ式の國家補助を提唱して居る。而もそれは、(吾黨の)ブラツケが、その要求の全然無効なる事を巧妙に論證した後に於いてである。又吾黨の、總てではなくとも、殆んど總ての辯士がラツサーレ派との鬭争上、この『國家補助』に反対して立つ事を餘儀された後に於いてである!。吾黨として、これ以上の屈辱はない。國際主義はアマンド・ゲツグにまで、社會主義はブルジョア共和主義者ビュシェーにまで、轉落した。ビュシェーは社會主義と對立して、それを突仆す爲に、あの要求を提出したのであるのに!。

而も、このラツサーレ派の意義に於ける『國家補助』は、精々のところ、こゝに(この綱領に)『社會問題解決の道を開く』といふ、貧弱な言葉で表示されて居る、その目的を達する爲の、他の多くの方策中の只一策に過ぎない。そんな言方をすれば、我々に取つて、理論上まだ解決されない社會問題があるかの様に聞えるぢやないか!。だから我々がこゝで、——ドイツ勞働黨は工業および農業に於ける、そしてその全國的規模に於ける、共同生産の遂行に依つて、賃金勞働の廢止、從つて又階級差別の廢止に努力する——と云ひさへすれば、それが即ち、その目的を達

するに適した、あらゆる方策を採用する事になるのである。そして如何なるラツサーレ派も、それに對して文句はない筈である。

第五、労働組合に依つて、労働階級を階級として組織する事について、一語も費されて居ない。これは非常に重要な點である。労働組合はプロレタリア固有の階級組織であつて、プロレタリアは之に依つて資本家に對する日常鬭争を行ひ、又之に依つて自己を訓練し、現今では最惡の反動（今パリに於ける如き）に出會つても、斷じて挫折されないのである。ドイツに於いても、この組織は重要な地位を占めて居るのだから、我々の見る所に依れば、それを綱領の中に舉示して、出來るならば、黨の組織中に一地位を與へる事が、絶對に必要だと考へる。

總てこれらの讓歩は、吾黨の人々がラツサーレ派の御機嫌を取るためにしたのである。然ならば先方は何を讓歩したか。綱領の中に現はれて居る、可なり亂雜な、純民主的な要求の一束がそれだが、その多くは單なる流行物である。例へば『民衆に依る立法』の如き、スキスでは既に行はれて居る事であり、それが何かを仕でかすとすれば、利益よりも、ヨリ多く害悪を仕でかすだらう。次に民衆に依る行政、これは一層悪いだらう。次に同じく、あらゆる自由の第一條件が缺けて居る。即ち總ての官吏が全國民に對し自己の行政行爲について、普通の裁判所に於いて、一般

の法律に従つて、その責に任ずるといふ事が無い。その他、學問の自由、良心の自由などといふ要求は、あらゆる自由主義のブルジョア綱領に表示されてあり、こゝでは寧ろ奇異の觀を呈するであらうから、それについては別に何も言はない。

自由民衆國家が自由國家に變更されて居る。文法的に云へば、自由國家とは、國家が國民に對して自由である事を意味する。従つて專制政府を持つ國家の事である。我々はもはや、國家に關する一切の愚論を廢棄すべきである。殊にパリコンミュン以後、然りである。パリコンミュンは既に、本來の意義に於ける國家では無かつたのである。『民衆國家』については、我々はもう飽きくするほど、無政府主義者から聞かされて居る。但し、ブルーノに對するマルクスの著述、及びその後の共產黨宣言は、次の如く明言して居る。社會主義的の社會制度が設立されると共に國家は自然に解體衰滅すると。かくて國家は過渡の一制度に過ぎず、鬪爭の中、革命の間に於いて、反對者を強壓する爲に役立つ者であるのだから。自由民衆國家などは、純粹な囁語である。プロレタリアが國家を必要とする間、彼等はそれを自由の爲に用いるのではなく、敵を鎮壓する爲に用いるのである。そして自由を云々し得る時になれば、國家は國家として存在することをやめるのである。だから我々は、何處でも、國家と云ふ代りに、古い立派なドイツ語のゲマインウ

エーテン（共同團體）といふ言葉の使用を提議したい。それは丁度よく、フランス語のコンミュンに相當するものである。

『あらゆる社會的および政治的不平等の廢止』これが又甚だ面白くない言葉で、『あらゆる階級差別の廢止』とすべき所である。國に依り、地方に依り、生活條件の或る不平等は必ずいつまでも存在する。その不平等が最少限度に引下げられるではあらうが、全く無くなる事は六かしい。アルプスの住民は、平地の人々に比べて、いつまでも違つた生活條件を持つだらう。社會主義の社會を平等の國と考へるのは、一面的な、偏狹なフランス思想である。即ちそれは、昔の『自由、平等、友愛』にすがりつくものであつて、時と處とに應ずる發展段階としては正當であつたけれども、今日では、もはや、前時代の社會主義諸派の、あらゆる偏狹性と同じく、正に克服されるべきものである。あゝした考へ方は、人の頭に混亂を起さすばかりであり、今日では、それよりもモソト精確な物事の考へ方が、發見されて居るのである。

僕はもうやめる。實を云へば、こんな無味無力な編輯振の綱領は、その殆んど一語々々まで、批評すべきであらうけれども、何しろ、こんな綱領が若し採用された場合、マルクスと僕とは、そんな基礎の上に建てられたる新黨に對し、斷じてそれを承認するわけに行かない筈のものであ

り、我々が如何なる態度を——公けにも——それに對して取るべきであるかを、甚だ眞面目に熟考せねばならぬ事になるだらう。考へてもくれたまへ、世上では、外國に居る我々をば、ドイツの社會民主勞働黨の、あらゆる言明や行動に對して、責任を持たせようとして居るではないか。

現にバクーニンも、その著『政治と無政府主義』の中で、そう云つて居る。實際そこでは、『民主々義週報』の設立以來、リープラクネヒトが云つたり書いたりした、總ての輕率な言葉に對して、我々がその保證に立たせられて居るのである。世人は、我々がここからして、全事件を號令するのだと思つて居る。然るに、君が僕と同じに善く知つて居る通り、我々が黨内の事件にたづさはつた事は、殆んど寸毫も無い。若しあれば只、それは我々が見て失策と思つた事を、而もそれを只だ理論的に、出來るだけ正さうとしたに過ぎない。然しこの綱領は、君自身にも善く分る通り、それを承認する政黨に對する、我々の一切の責任を、甚だ容易に拒否させてくれるであらう所の、一轉機を成すものなのである。

一體、黨の正式の綱領よりも、その黨の行ふ所の方が、重要である。然し新らしい綱領は、いつもやはり、公けに掲げられる旗印であるので、世間はそれに依つて黨を判斷する事になる。だから、それは決して退歩を含んで居てはならない。アイゼナハ綱領に對する本綱領が即ちそれ

だ。他國の労働者はこの綱領に對して何と云ふだらう。全ドイツの社會的プロレタリアートが、ラツサーレ主義の前に爲した所の、この屈伏が、どんな印象を與へるだらう。それを善く考へなければならない。

同時に僕は又確信する、こんな基礎の上に立つ合同は、幾許も續かないだらう。吾黨の最善の頭腦すらもが、賃金の鐵則や國家補助などといふ、ラツサーレの文句を暗誦して、それを彈奏すべきだと云ふのか。マア試みに、君がその場を見たとしたまへ、若し彼等がそんな事をするなら、聽衆は必ず彼等を嘲笑するだらう。而も僕は受合ふ、その場合、ラツサーレ派は、あのユデヤ人シヤイロツクが一ポンドの肉に固執したと同じ様に、必ずあの綱領の點々を頑張るに相違ない。分裂が來るだらう。然し我々は、ハツセルマン、ハーゼンクレーフェル、テルケ、一味の者の『名譽を回復』して居るだらう。分裂に依つて、我々は弱くなり、ラツサーレ派は強くなるだらう。吾黨は自己の政治的潔白を失つてしまひ、そして自分が暫く旗印とした所の、ラツサーレ派の文句に對し、再び起つて熱心に反対する事が出來なくなるだらう。そしてその時、ラツサーレ派が再び言ひだしたらどうする。彼等のみが本當の、唯一の労働者黨であり、吾黨の人々はブルジョアであるのだと。綱領はチャーンと、その通り證明して居るのである。綱領にある、總ての社會

主義の方策は彼等のである。そして吾黨は、小ブルジョア民主々義の要求以外、何者をも挿入しはかつたのである。而もそれが又彼等からその同じ綱領の中で、『反動群』の一部と張札されて居るのである！。

僕はこの手紙をしばらく中止しておいた。それと云ふのは、四月一日には、君は多分もう、ビスマルクの誕生日の祝ひで出獄するだらうし、（それ以前の）密送策に依つて、その手紙を沒收の機会にさらしたくなかったからである。所が丁度そこにブラツケの手紙が來た、ブラツケも綱領の爲にひどく心配して、我々の意見を聞きたいと云ふのであつた。そこで僕は、その返事を早める爲、この手紙をブラツケに送る事にした。そうすれば、彼はそれを読み、僕は今一度こんな面倒なものを書かなくて済むからだ。外に僕は、ラムにも同じく有の儘を話しておいた。リープクネヒトにはほんの簡単な手紙を出した。彼がこの全事件について一言も報告しないのは、容赦できない。（ラムやその他の人々は、彼が精確に、我々に報告したものと信じて居たのに。）彼の報告の來た時には、云はゞモウ何の役にも立たなかつた。彼は實際、昔からそだつたが、——然しながら我々は、マルクスでも僕でも、多くの不愉快な手紙の取りやりを彼としたのだが、——然し今度こそは餘りひどすぎるから、我々は斷然容赦しないつもりである。

どうか、夏にはこちらに来る様に都合して下さい。もちろん僕と一緒に暮さう。そして天氣が好ければ、二三日海水浴にも行ける。長い入獄の後の君には、ほんとうにそれが好いのだ。

君の最親の F・E

# 合同の結果について

(附錄四)

(一八七五年十月十二日、ベーベル宛、エンゲルス)

親愛なるベーベル！

君の手紙に依つて、合同が我々の側に於いて早まり過ぎて居た事、及び將來の分裂の萌芽を孕んで居る事の、我々の見解が、全く確かめられた。この分裂を次の帝國議會の選舉まで延ばす事が出来るなら、それだけでも結構だらう。……

綱領は現に三つの部分から成り立つて居る。

一、ラツサーレ派の字句と標語、あれを採用した事は依然として吾黨の不面目である。二派が共通の綱領で合同しようといふ時、一致した點だけを取り入れ、一致せぬ點には觸れないで置くべき筈である。ラツサーレ派の國家補助は、アイゼナハ派の綱領の中にも存在して居るには相違ない。然しそれは、多くの過渡の方策の中の一つとしてある。そして又、それは、僕の聞いた所によれば、合同が無ければ、今年の大會に於いて、ブラツケの提案で廢棄される事に、ほど極ま

つて居たと云ふではないか。然るにそれが今、あらゆる社會的缺陷に對する、絕對有効の徹底的救濟策と目されて居る。『賃金の鐵則』その他、ラツサーレ派の諸文句に押し負かされた事は、吾黨として實に巨大なる道徳的墮落である。吾黨はラツサーレ派の信條に改宗したのである。それはもはや、どうしても否定することが出來ない。綱領のこの部分は、神聖なるラツサーレの、ヨリ大なる榮譽の爲に、吾黨が匍匐してくじりぬけた所の、屈辱の輒クビキである。

二、民主々義的の諸要求。これは全く民衆黨の意義と文體とから作成されて居る。

三、「現今の國家」に對する諸要求。(そうすると、外の要求は、一體誰に向けられて居るのか、分らない事になるが)、何しろこれは、甚だしく混雜した、非論理的なものである。

四、一般的の字句、これは主として、共產黨宣言や、インタナショナルの規約から取つたのだが、それが又、——マルクスが、あの、君の御承知の文章で詳しく述べて居る通り、——全くの虚偽か、或は純粹のタワ言かに改作されて居る。

全體は極度に無秩序で、混亂で、無連絡で、非論理で、缺點だらけである。若しブルジョア新聞の中に一人でも批評的の頭を持つ者があるなら、彼はこの綱領を一句々々分解して、その各句の眞の内容を吟味し、その愚劣を明瞭に摘發し、その矛盾と經濟學的誤謬（例へば、今日、一人

の地主も存在しないかの様に、労働手段は資本階級の獨占であると云つたり、又今日、労働それ自體は寧ろ自由であり過ぎるのに、労働者階級とは云はないで、「労働の解放」などといふ愚言を弄したりする如き）を證明して、吾黨全體を嘲罵しただらう。然るにブルジョア新聞の馬鹿共が、それとは反対に、この綱領をまじめに取扱ひ、文中にありもせぬ事まで讀取つて、それを共産主義的に解釋した。労働者もそれと同じ事をするらしく見える。只、この事情ばかりの爲に、マルクスと僕とは、こんな綱領をも公けに拒まないで居る事が出来たのである。我々の反対黨並びに労働者が、この綱領の中に我々の見解を読み取る間だけ、我々もこの綱領について黙つて居る事が出来るのである。

若し君が役員問題の結果に満足して居るのであるなら、吾黨側の要求がすいぶん低いのも當り前だ。吾黨の二人と、ラツサーレ派の三人だ！。だから、こゝでも、吾黨は對等の權利を持つ同盟者ではなくて敗北者であり、元來から票數で負けて居るのである。委員會の行動も、我々の知る限りでは、有りがたくない。一、ラツサーレ派についての、ブラツケと、ベー・ベツケルとの二文書を、黨の記錄に載せないといふ決議、よしあれが撤回されたとしても、それは委員會の過失でも、リープクネヒトの過失でもないだらうに。二、ファールタイヒに對し、ゾンネマンから頼

まれた、フランクフルト新聞への通信を承諾する事の禁止。これはゾンネマンが同地旅行中のマ  
ルクス自身に語つた所だが、その時、僕が驚いたのは、委員會の僭越と、ファーレルタイヒが委員  
會に何等の抗辯もしないで、安々とそれに服従した事とよりも、その決議の恐ろしい馬鹿さ加減  
である。委員會はそんな場合、むしろ、フランクフルト紙の様な各地の新聞を、吾黨の人達ばかり  
りで利用する様に、氣をつけて置くべき筈ではないのか。……

……事の全體が教育上の實驗である事、従つて、こうした事情の下に於いても、頗る良好な結  
果が期待されるといふ事は、全く君のお考へ通りである。合同その者は、二年も續くなら大成功  
だ。只それは、疑ひもなく、モツト遙かに安く買はるべきであつた。

# 合同の結果について

(附錄五)

(一八七五年十月十一日、ブラツケ宛、エンゲルス)

親愛なるブラツケ！

君の最近の手紙、六月二十八日の分に對する返事を今日まで怠つたのは、一面にはマルクスと僕とが六週間ほど一所に居らず、——その間、彼はカルルスバード（温泉）に在り、僕は又海岸に在つて、「フォルクス・スター」(新聞紙)を讀まなかつたからであり、——そして又、僕は今度の合同と、その聯合委員會とが、實行上どんな態度を取るかを少し待つて見たかつたからである。僕等は君の説と大いに違つて、リープクネヒトが合同を遂げたいといふ、その爲にはあらゆる代價をも拂はうといふ熱心を以て、今度の一切の事を處理したとは考へて居ない。もちろん、合同を必要とする理由はあつたに相違ない。然し、それを先方の契約當事者に言ひ、或は示したくはなかつた。だから後には、絶えず先方に對して、過失を辯明せねばならなかつた。斯くて合同大會は一たび腐つた基礎の上に實行され、吹聴されたのであるから、どんな事があつても、難破

させるわけには行かないのであった。そこで今度は根本の諸點に於いて譲歩するより外はない事になつた。彼等のやり方は當然である。この合同は分裂の芽を孕んで居る。だからあの不治の狂信病者から離れる事さへ出来るなら、僕は嬉しいのである。然し他の點では役に立つ、そして善く教育すれば使ひ道のある、尾部の全體と離れたくない。それは蓋し不可避の運命の生ずる時と、その時の事情とに依つて決するだらう。

綱領はその編輯上、三部分から成立つて居る。

(一) ラツサーレ派の文句と標語、それは如何なる條件の下にも許すべきでない。二派が合同する場合、綱領には一致する點だけを取り、論争のある點は取らない筈である。若し吾黨の人達がそれをしも許すなら、彼等は自ら進んで屈辱の輶<sup>クビキ</sup>にはまるものである。

(二) 俗惡な民主々義的の要求の一列、これは精神に於いても、文體に於いても、民衆黨式である。

(三) 共產主義的であるべき筈の、數多の章句。それは大部分『宣言』から借りたもので、然し善く見ると、全部が恐ろしい虚妄を含んで居ると云ふほど、改作されて居る。だから、若しその事柄の理解できぬ場合は、全くそれに指を染めないか、或は確かにその事を理解する人につい

て、一語々々それを書きかへるべきである。

幸ひにして、この綱領の場合は、その當然にあるべき筈よりもヨリ善くなつてゐる。即ち労働者も、ブルジョアも、小ブルジョアも、本來そこに在るべき筈のものを讀取つて、現在そこに在るものと讀取らない。そして誰もがどの頁に於いても、公然この驚くべき章句の一つを、その現實の内容にまで立入つて詮索しようと思ひついた者がない。それが爲我々はこの綱領について黙する事が出來たわけである。それに又、あの章句をどんな外國語にでも反譯するには、餘儀なく徹底的に氣ちがひじみた文句を書加へるか、或はそれを共産主義的の意義に曲解して、而もそこの意義を敵にも味方にも成れるほどに廣げるかより外、方法は無いのである。現に僕自身、スペインの友人の爲の反譯に於いて、そうするより外なかつた。

僕の見た委員會の行動は、今日までのところ、甚だ面白くない。第一、君の、及びB・ベツケルの文書に對する處置。あれば若し遂行されないなら、委員會の過失ではない。第二、マルクスが旅行中に會つたゾンネマンの話に依れば、彼は『フランクフルト新聞』への通信をファールタイヒに依頼したのに、委員會はファールタイヒにそれの承諾を禁止した！。但しそれは非難以外の事に屬するかも知れぬが、然し僕は何故にファールタイヒがそんなに安々と禁止されたかを解

し得ない。そこが拙かつた!、元來『フランクフルト新聞』はドイツ國中到る處に於いて、我々の手に利用され得る様、前以て計らひ置くべきだつた。最後にラツサーレ派の黨員の行動が、ベルリン共同印刷所の創立についても、甚だ誠實でなかつたと私には思はれる。その後、ライプチヒ印刷所について、吾黨の諸君は輕々しく人を信じて、委員會を監督に任命したが、あれはベルリンで先づそこまで強制して置かねばならぬのだつたらう。但し僕は今こゝでその事の詳細を正確に知らない。

何しろ委員會がモツト活動を少くして、今日こゝに來たC・ヒルシュの云ふ如く、通信所と照會所とだけの任務に自己を制限するが宜しい。委員會のあらゆる積極的な干渉は危機を促進するだけの事であつて、彼等もそれを感じて居るものと思はれる。

又何といふ氣の弱さだ、委員會に於けるラツサーレ派の三人と吾黨の二人とを承認するとは! 然し何も成行だ。大難が小難で(ひどい小難であるが)済むかも知れない。マアこの儘で行くより外はあるまい。その間にもラツサーレ派の内部に於ける宣傳は、善い効果を示すだらう。そしてこの状態が次の總選舉まで續くなら、多分都合よく運ぶだらう。然しその時には、スチーベルとテツセンドルフが一生懸命やるだらうし、そしてそこに又、我々がハツセルマンとハーゼン

グレーフエルとに負はせた所のものを初めて見る時が来るだらう。

マルクスはカルルスバードから全く變つて歸つて來た。元氣で、快活で、健康で、そして直ぐに元どほりの熱心で仕事に掛り得るだらう。彼も僕も心から君に敬意を表する。どうか折々又そちらの様子を聞かして下さい。ライプチヒ人は皆好い酒を我々に贈ってくれる事ばかりを楽しみ過ぎて、黨の内輪話など、今ではもう丸で我々に達しない。敬具

F・エンゲルス

# ゴー タ 綱 領 全 文

(附錄六)

(マルクスが批判したゴータ綱領草案の全文は今日残存してゐないが、ゴータ大會で修正の上、採用されたゴータ綱領の全文は左の通りである。)

一、労働は總ての富、及び總ての文化の源である。そして一般に有益な労働は社會に依つてのみ可能であるのだから、労働の生産物は社會、即ち社會の全員に屬し、其の全員は、一般的労働義務を負ひ、各自相當の慾求を充たすべき平等の權利を持つ。

今日の社會に於いては、労働手段は資本家階級の獨占である。その結果として生じた労働階級の從屬が、有らゆる形式に於ける貧困と屈從との原因である。

労働階級の解放の爲には、労働手段を社會の共有財產に變換する事、及び社會の全労働を組合的に處理し、その労働收得を共同の利益の爲に使用し、及び正當に分配する事が肝要である。

労働の解放は労働階級の事業でなければならぬ。之に對立する總ての他の諸階級は只だ一個の反動群である。

二二、これらの原理から出發して、ドイツ社會主義勞働黨は、有らゆる合法的手段に依つて、自由國家——及び——社會主義的社會の創設。賃金勞働制度の廢止に依る、賃金の鐵則の破壊。有らゆる社會的および政治的不平等の禁絶に努力する。

ドイツ社會主義勞働黨は、先づ國家の境内に働くけれども、勞働運動の國際的性質については充分に自覺してゐる。そして其の爲に勞働者に課せられる、總ての任務を大膽に遂行して、人類同胞の實を擧げる事を期する。

ドイツ社會主義勞働黨は、社會問題解決の道を開く爲、國家の補助に依る、そして勞働民衆のデモクラチックな管理に屬する、生産組合の設立を要求する。この生産組合の中からして總合労働の社會主義組織が發生するほど、それほど盛んに此の組合を、工業および農業の間に設立すべきである。

ドイツ社會主義勞働黨は、國家の基礎として次の如きものを要求する。

(一) 國家および地方團體に於ける總ての選舉および投票に對する、二十歳以上の總ての國民の、秘密にして義務的な投票を以てするところの、一般平等直接の選舉および投票權。そして選舉又は投票の日は日曜日又は休日たるべき事。(二) 國民に依る直接立法。國民に依る、戰爭および平和問題の決定。(三) 一般的なる

兵役の義務の常備軍に代へるに國民兵を以てする事。（四）有らゆる特別法、殊に言論、結社、集會に關する法律、及び一般に思想と研究との自由を制限する總ての法律の廢止。（五）國民に依る、裁判の監督。無料裁判（六）國家に依る、一般平等の國民教育。一般的なる義務教育。有らゆる公立學校に於ける無料教育。宗教は個人の私事たるべき事。

ドイツ社會主義勞働黨は、現存社會の域内に於いて次の事共を要求する。

（一）前記の諸要求の意味に於いて、政治上の權利と自由とを出來るだけ擴張する事。（二）國家および地方團體の費用の爲には、單一累進所得稅を以て、有らゆる現今の租稅、殊に國民の重荷となる間接稅に代へる事。（三）無制限の團結權。（四）社會の需要に對應する標準勞働時間、日曜勞働の禁止。（五）幼年勞働、及び健康と道德とに有害なる婦人勞働の禁止。（六）勞働者の生命と健康とに對する保護法。勞働者住宅の衛生上の取締。勞働者が選舉したる官吏に依つて、鑛山、工場、職場、及び家内工業を監督する事。有効なる雇傭者責任法。（七）監獄勞働の規定。（八）有らゆる勞働者補助および扶養基金に對する、完全なる自治。

校正を終つた時

譯 者

反譯といふものゝ困難を今更つくゞ感じた。自分の譯文と他人の譯文とを比べて見た時、内々で少々、自分の鼻の高さを覚える事があると同時に、忽ち又ピチヤリとその鼻柱を叩きつぶされる事がある。だからこの書の中に收めてある譯文は、實際上いづれも皆、數人の合譯だと云つた方が正直である。だから何の本にしても、誰の譯文にしても、謂ゆる『定譯』なるものは、まだ／＼容易に出来はしない。

昭和六年六月十九日印刷

共产主義とは何ぞや

一定價金五拾錢

譯者 堆利彥

發行者 東京市神田區美土代町二ノ一  
中村徳二郎

府下落合町下落合一五五七

印刷者 溝口

榮

印 檢

發行所

東京市神田區美土代町二ノ一  
振替 東京二五四〇〇番

白揚社

電話 神田(25)二二八五

# マカルス・ス主義入門

マルクス著  
堺利彦譯  
経濟學

入門

截半菊	截半菊	製並版六四	製並版六四型
2.10	2.00	2.20	2.20(頁)
.40	.40	.50	.50(價)
.06	.06	.06	.06(送)

マルクスの、「賃労働と資本」、「價值と價格上利潤」と合せ註釋を附したものである。マルクスの經濟學基礎は直接マルクスに學べ——とは幾多のマルクス主義者の唱道する處、本書は資本論と併讀すべき書として社會科學研究者の缺く可からざるもの。

レーニン、スターリン著  
高 山 洋 吉 譯  
共 產 主 義 序 說

ペー・ア著  
西 雅 雄 譯  
マ ル ク ス 生涯・學說

エングルス著  
堺利彦譯  
社會主義の發展

ヘーゲル及リカルドに對する思想的關係、エンゲルスとの交り、ブルードンに對する論駁、共產黨宣言、階級鬭爭と無產階級獨裁、資本論其他マルクスの生涯と學說の重要事實の壓縮。

社會主義は始め空想的なものに過ぎなかつたが、マルクス、エンゲルスが科學的に道破するに及んで、斷然プロレタリアートの警鐘となり、實踐の上に力強く輝き出した、本書は空想的科學的社會主義の發展を歴史的辯證法的に究明した。

(書研究論理主義スクルマ)

ストリヤーロフ著  
錠川正孝譯

機械論と辯證法的唯物論

レーリー山川均、大森義太郎著

唯物論と経験批判論

普及版

ブヘーリン著  
廣島定吉譯

唯物史觀

廣島定吉譯編(デボーリン著)  
(ルダス其他著)

「ブハーリン唯物史觀」批判

入江武一譯

續レーニン主義の基礎

装假判六四	装假判六四	装上判截半菊	装假判六四	装假判菊
470	240	620	650	220
1,30	,60	,90	1,00	1,00
,12	,03	,10	,14	,10

なれど基展するが主義を確立する。答を與へた所以である。レーニン主義は今や理論闘争を遂げ、ブルジョア監視の中を重ねて長足の發展を遂げ、マルクス主義と混同されるゝ恐

装假判六四
-------

装上判截半菊
--------

装假判六四
-------

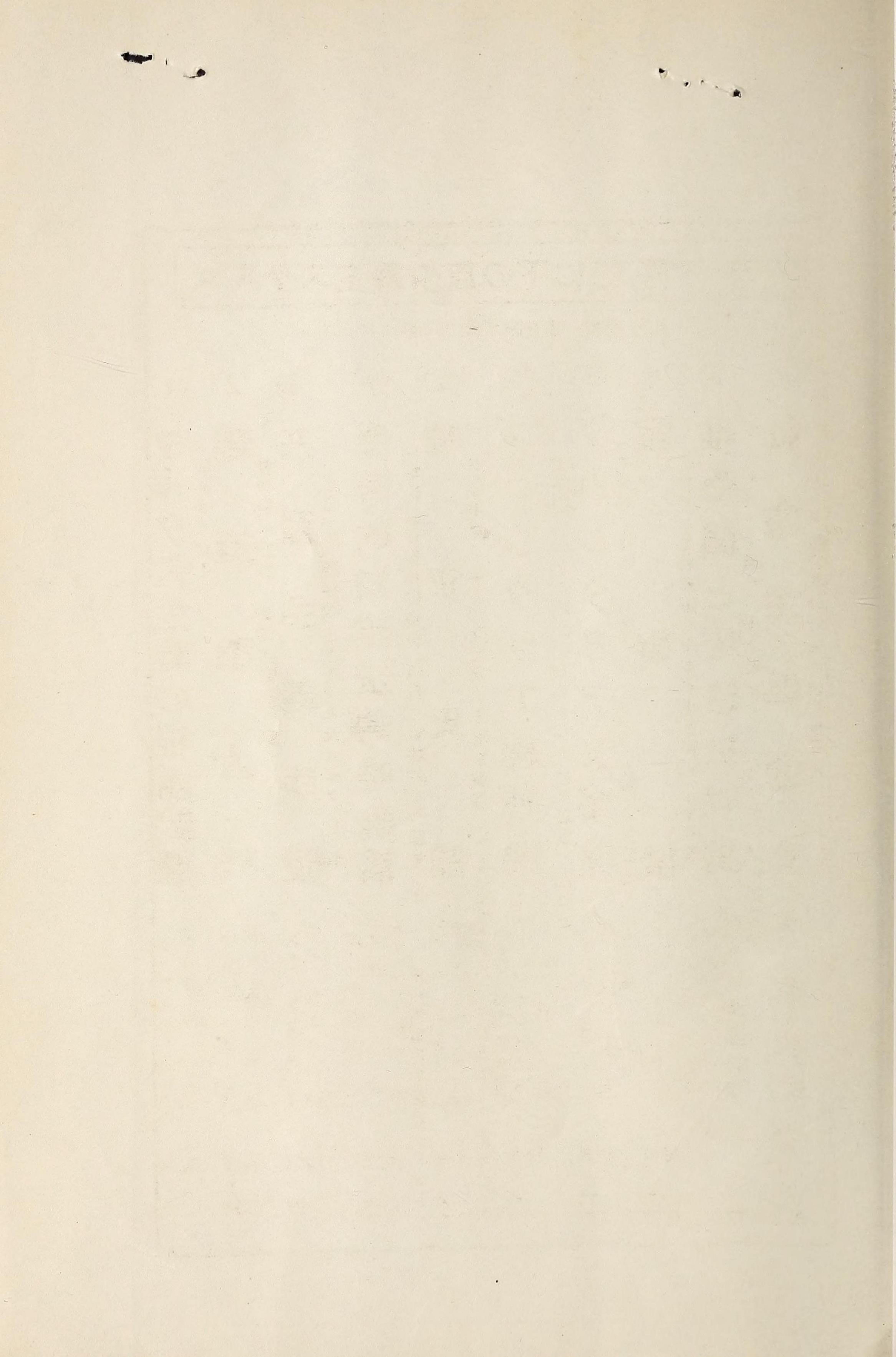
装假判菊
------

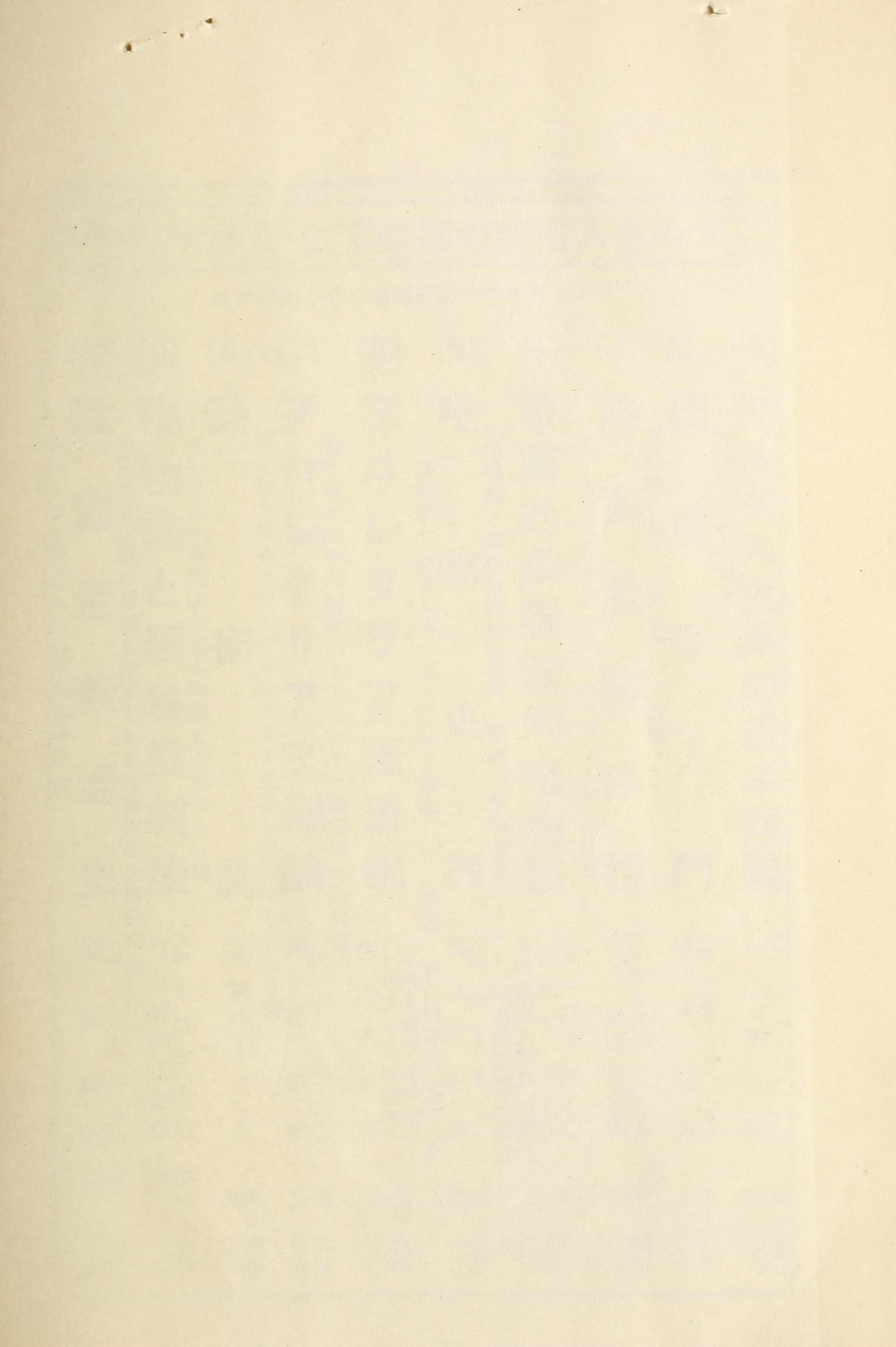
■ 史的唯物論の定譯出づ！  
さきに二萬八千部を賣り盡した譯書の根本的改譯であり、縮刷版である。唯物史觀の代表的名著たる本書は、今や論難の的となつて居るが、ますく世界的聲價を高めつゝある。

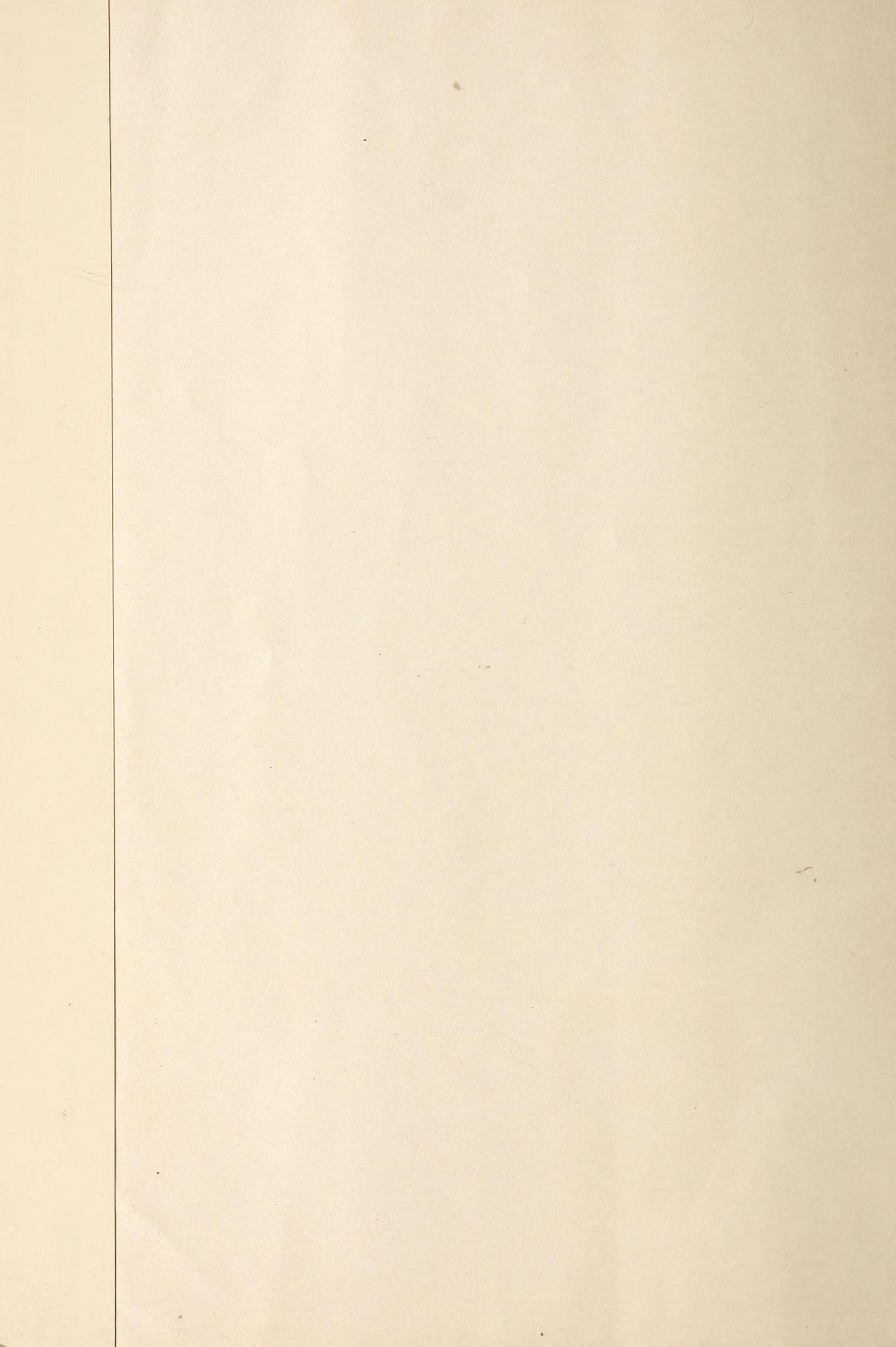
■ 第一ロシヤ革命以後の反動期に於てボルシキの陣營内に反動の哲學を以てマルクス主義が運動に代へんとする一派が發生した。レーニンは敢てその誤謬を指摘しロシアの

辯證法と辯證法との論争點をハッキリと理解せしむる。今辯證法は機械論と論争の結果一大躍進を遂げた。即ち機械論は機械論と論争の結果一大躍進を遂げた。辯證法最近の發展を鳥瞰せしむる代表的大躍進を遂げた。辯證法のみが現代社會認識の方法として絶對的辯證法と辯證法との論争點をハッキリと理解せしむる。









LC ACQUISITIONS



0 030 622 513 3

330800



¥ 0.50

Jun 11, 2014  
00306225133

00306225133

Library of Congress, Asian Division

Kyōsan Shūgi to wa nazo ya  
880-03 Sakai Tadashi

5155373 18/0-1933: Max, Karl, 1818-1883. Works, 1818-1883.



A close-up photograph of a color calibration card and a ruler placed on a dark, textured surface. The color card features a grid of 24 colored squares used for color balancing. The ruler is marked from 0 to 11 inches.